第１６回利根町自治基本条例検討委員会　議事録

会議名		第１６回利根町自治基本条例検討委員会
日時		令和２年１０月９日（金）　午前１０時３０分から１２時まで
場所		利根町役場　全員協議会室
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，岩戸委員，市川委員，船川委員，猪鹿月委員，飯塚委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，寺島委員
	事務局	企画課 川上課長、服部課長補佐，高野主査，栗原主任，蓮沼主事
欠席委員		新井委員，鈴木（亜）委員
会議次第		１　開 会 ２　参加の条文について ３　協働の条文について ４　次回の開催日について ５　そ の 他 ６　閉 会
配付資料名		第１６回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料１　参加について（素案）修正案 資料２　協働について（素案） 参考　　ワークショップ意見一覧 参考　　「参加と協働について」意見まとめ
議事内容		次ページ以降の通り

	１　開会 （事務局が資料確認） 　蓮沼委員が利根町社会福祉協議会の事務局長を退任されたため，今回の会議より利根町社会福祉協議会の事務局長に就任された岩戸様に委員として出席いただくことを説明。 ２　参加の条文
委員長	参加の条文を検討したのはかなり前のことになるので，それをふまえて事務局から資料の説明をしていただく。何か質問がある場合は，事務局あるいは私にお尋ねいただきたい。では，事務局からこれまでの経緯なども含めて説明をお願いする。 （参考「『参加と協働について』意見まとめ」について，事務局より説明）
委員長	今の説明の中で確認したいことなどはあるか。
委員	参考資料のところで，「意見の反映」の中で「苦情ではなく意見を述べる」ということが書いてある。これはもともと私が発言したことから，事務局で取り上げていただき感謝している。以前の会議で委員長から，「苦情は宝の山」ということを教えていただき，そのことを自分なりに考えてみたところ，確かに苦情の中には行政にとって有用なものがたくさんあるということがわかった。行政の方が苦情ということを，積極的に考えていただいて，それを受け止めていただくということは大切だと思うし，苦情を述べる側の町民も，苦情の裏側には町に対する愛情や，利根町が良くなってほしいという気持ちを持つことは大切だと思う。苦情を言う町民側にもある程度の節度は必要であり，役場の若い職員が苦情を言われてへこんでしまうということを時々聞く。利根町にとって若い職員たちは大切な人材であり，町の宝でもあると思う。そういう若い職員たちが立派な行政マンとして成長することは，町にとってプラスになると思うので，町民もそういったことを考えて，苦情や意見には愛を持って職員にあたっていくのがいいと思う。行政も町民も，利根町が良くなってほしいということについては同じ考えなので，苦情や意見を言ったりしながら，お互いに良いものを生み出していけるような関係ができればいいと思う。それがいち町民として，行政に参加する道のひとつの在り方だと思う。
委員長	「苦情は宝の山」と言うけれども，委員のおっしゃったとおりである。おそらく委員がおっしゃっていることにはいくつかパターンがあり，ひとつは，この参加の場であまりにもひどいことを言ってはいけないのではないかという話だと思われる。ただ，これも言っているうちに収れんするというのが一般的である。ある市の審議会では，そういった陳情や苦情の山があったが，３回４回と続けるうちに，意見がある程度出尽くして，お互いの顔もわかってくると，そのようなことを言わなくなった。そして，新規の方が入ってきてまた苦情を言うと，「そんな話はここで言うべきではない」と，逆に市民の方が止めに入るようになったということがあった。やはり合意形成をいかにできるかということもあるので，審議会でそういった苦情をどう扱うか

	というのは一つの問題である。そして，もうひとつは窓口業務，特に利根町の窓口であまりにも苦情を言う人がいるということについて，さきほど「若い職員がへこんでしまう」という話であったが，２つ考え方がある。委員のようにおっしゃってくれる方は理想であるが，心無い発言をされる方もいる。民間企業ではクレーム対応というのは普通にやっていることなので，そこは職員の研修であるとか，育成のところで頑張っていただきたいと思う。こういった問題もあるので，自治基本条例のひとつの特性としては，まちの人みんなで愛を持とうということであり，委員がおっしゃったような利根町に対す愛情があれば，自然にそういったことはなくなると思う。委員の意見をふまえて，利根町愛を増やしていけば，町民同士の対話，役所との対話が良くなるということを，ひとつの特性というふうに心に留めておいていただければと思う。
委員	説明を受けた中で，「参加」に対する条項は一番大事なのではないかと感じた。どういったものを作るのか，どういったことをするのか，そういった情報提供がここに書かれているということが大事だと思った。町民の方がどのようにして内容を知ることができるのか，参加するにあたって大事だと気づいた。
委員長	本日は初めて参加される委員もいらっしゃるので，この「参加」について一言ずつ，自己紹介も含めて順番にお願いしたい。 （各委員，順番に自己紹介と「参加」について一言ずつコメント発表） （以下，各委員の「参加」についてのコメント）
委員	条項に関してはいろんな条項があるが，先々の時間をふまえて盛り込んでいければと思っている。
委員	「参加」の条項については，町民の方々の中にはお年寄りが多いということで，情報を提供する側も受け取る側も非常に難しい町だということを感じている。参加と協働というのは難しいことだが，みんなに知ってもらうための努力と知るための努力というのは，やはりいろんな立場，年齢の人から意見を出して作っていくものであると思う。この自治基本条例委員会でみんなで考えられるということはとても良いことだと思っているので，いろんなことをみんなと共有して，意見を言ったり，いろんな情報を教えてもらったりということを，今後は私たちだけではなくて，町民のいろんな立場の人たちに拡げていけたらいいなと思っている。
委員	「参加」に関して言うと，先ほど苦情や意見という話があったと思うが，自身の仕事で話し合いをする際，「ブレーンストーミング」という手法を使っている。これは，意見を出し合っていく中でまず反対意見を一切出さない，腑に落ちなくてもいったん飲み込むというやり方で，どんどん意見を出していくというものである。この委員会でもさらに良い意見が出せるようなものが作られたらいいなと思う。
委員	委員会の開催が少し間が空いたので少し忘れている部分もあったが，みんなで意見を出し合って，それを役場（事務局）の方にまとめていただいて，「参加」とはこ

	ういうことなんだと思った。これからも皆さんの意見を聞きながら，自分の意見も出しながら，やっていきたいと思う。
委員	「情報公開」のところに集中して申し上げたい。常にこれは感じていることだが，町にいろいろ聞いたこともあったが，いつも「いろんな制約があるので」といった話が返ってくる。この自治基本条例が絵に描いた餅にならないように，実際に実現して，条項がすみずみまでいきわたるようにしなければならない。年齢の幅も広いので，確かめる術がたくさんないと伝わらないなというのを実感している。
委員長	今の委員の意見に関して，総務課長はいかがか。
飯塚	情報公開に関しては，基本的に開示をしていくのが前提である。そして開示できないものを限定していくという方法が基本である。情報公開とあわせて個人情報の保護というのがあるが，これは開示に関しては本人の同意を得ないと基本的に開示しないということなので，情報公開と個人情報の保護というのはごちゃまぜに考えられる部分がある。町としても情報公開に関しては，できるだけ公開していく姿勢で臨んでいる。
委員	まだ納得はしていないが，今後に期待する。ただ，情報をどこかに貼ったからこれで終わりという返答がくると，それでは困る。役場の方には，みんなに知らしめる方法が他にもあるのではないかということをもっと考えていただきたい。
委員長	この自治基本条例ができると，市民参加条例に代わるものになったりもする。今委員がおっしゃったような話は多分，副委員長にお伺いするのが良いと思われる。副委員長は，そういったことが細かく定められている白井市の審議会に出ていらっしゃる。副委員長に一言お伺いする。
副委員長	白井市では市民参加の評価をするが，その時にどのようなものを必ず指示しなければならないかという内容と方法，例えば図書館や情報センターなど，市民がよく見る場所に必ず設置するといったことを決めている。それを点数化して，市民参加がされているかどうかという評価に変えている。白井市だと，図書館，情報センター，ホームページの３つは必ず設置することになっているが，３年経っても３か所すべてに周知されていることはないことが多い。つまり，条例を作っても職員の方に周知されないとそれが活かされないので，委員としては，職員の方への周知としての職員研修を行っていただいている。また，私たちが評価する中で，評価の指標には載っていないけれども，実際に話を聞かないとわからないこともあるので，書類とヒアリングの両方で評価をしていくということをしている。町民とはどういうものか，町民参加というものがどういうものかという対象をこの町でも決めていくことがよりつながっていくのではないかと感じている。
委員長	職員への普及という話も出たが，千葉県は全国的に見ても「参加」がかなり進んでいる。しかし，市民参加推進条例が千葉県で一番最初にできた白井市でさえ，今お話

	があったような状態なので，どう変えていくかというのは非常に問題となっている。やはり参加という条項は，職員の中に参加意識，町民が参加してくるという意識が入る。個別の条例の場合，担当課は知っていても，ちがう課の職員は研修があっても頭に残らないことが多い。しかし，自治基本条例というのは自治体の憲法と呼ばれるものなので，それが掲げられることによって，町民の参加の意識というものが残ると言われている。
委員	この委員会で公募の委員は７名いるが，そのうち６人が女性で，公募の男性が１人という状況である。このような状況の中で女性からの意見というのは非常に勉強になる。実は今日（９日）は男女共同参画推進条例案のパブリックコメントの締め切り日であり，昨夜パブリックコメントを書いていたが，男女共同参画について男性の立場からしか見えない部分もあり，歯がゆいところもあった。行政のこと，あるいは議会のことについても私はいち町民であるが，いち町民であっても利根町という町政の中の重要なプレーヤーの一人になるのではないかという気がしている。行政の人たち，あるいは議会の傍聴をして近くで見ていると，皆さんそれぞれがいろんな工夫をしたり頑張ったり，特にこの検討委員会の事務局というのは非常に努力をして運営していただいていると思う。参加について，例えば参加の場として「気軽に話せる場の提供」というのが挙げられている。パブリックコメントというのは割とハードルが高く，書くのが大変なものであるので，もっと簡単に参加できる方法があればその方が良いと思う。例えば自転車などで出かけて，気軽に話せる場が，町の行政と町民をつなげる場であったり，そのような簡単に参加できる場面があれば，もう少し町民が町政に近づいていくことができると思う。さきほど委員がおっしゃっていたが，情報を提供する側と受け取る側のそれぞれの努力も必要である。聞こうとしないことは聞こえなかったり，見ようとしないことは見えなかったりするので，町民も町政の重要なプレーヤーの一人であるということをそれぞれが自覚するべきである。議会の傍聴をしてみたり，行政の人たちと話し合ってみると，そこで仕事をしている行政あるいは議会の人たちも，一人の人間として私と同じようにいろんなことを考えているんだと共感を覚えることもできる。このようにいろんな方法があると思うが，町民と行政，ひとりひとりがもう少しお互いに近づいていけるような場を共有して接していければいいなと思う。
委員長	この審議会では，男女共同参画を強調しようという話が一番最初に出ていた。議長にお伺いするが，茨城県内では，男女共同参画という考え方が利根町は一番遅いのか。
船川	そのとおりである。基本計画が策定されたのが最後だったと思われる。
委員長	そういう話があり，こちらのメンバーをご覧いただくと，女性の方も多い。そういうことで男女共同参画というのを特別にあげたらどうかという意見があった。実際に定義がほとんどされていないが，市民（町民）の定義の中で「性別関係なく」というのがよくある。それを謳ってしまうと，男女共同参画をあげる必要はないのではないかという議論が起きる。ところが，あえて利根町では男女共同参画を掲げようとい

	う意見が最初に出てきた。そういうことで，利根町だからこそやりたいという話もこれから出てくるので，またその都度で説明をしたいと思う。
委員	利根町に住んで結構な年数が経っているが，それでも町のことはわからないことがたくさんある。今回はこういう場に自分で参加して勉強させていただこうという思いから参加させていただき，ありがたかったと思う。参加と協働ということも勉強させていただき，何もわからない私たちが町のいろんなことを知るには，いろんな教えてもらえる場がなければならない。これからもわからないものに対して，そういう場を作っていただいて，町民の意見を吸い上げ，町を良くしていけるような，そんなまちづくりをしてもらいたいと思った。そして，自分が知ろうとする気持ちがなければわからないし，求めていかなければ与えてもらえるものではないと思うので，そういう場に自分から入っていって，楽しいまちづくりをみんなで作り上げていきたいと思う。
委員長	先ほど委員がおっしゃったことには 2 つポイントがあった。1 つは，この利根町を良くするために参加をして，みんなでやりたいという意見。やはりそれが基本である。そして 2 つ目としては，行政が良くなってほしいという話であったが，かつては町のひとみんなで利根町のことをやっていたはずである。自分たちでやっていたことが，働き始めるとできなくなるので，それをあえて行政の方にお願いしているという部分があり，そういうことを税金を払ってお願いしているわけである。本来はみんなで利根町のことを一生懸命やるというのが普通の姿だったと言われている。自治基本条例を作ると，その自治，その姿が見えてくると言われており，みんなで利根町は昔はこうだったという，想起もしくは回帰がでてくる。そういう意味では，今おっしゃったような，みんなで町を良くしたいというかつての思いがこの自治基本条例によって戻ってきていると私は思う。
委員	町内で広報紙などが回ってくる中で，今までは全く興味がなく見ていなかったが，この検討委員会に参加させていただくようになってからすみずみまで読むようになった。こんなにイベントや情報を書いてくださっていたということに驚き，今まで読まなかったことを反省した。参加と協働については，「敷居を低くする」とか「小さな集まり，町会等から意見を出す」というところで，身近なところにみんなで意見を話せる場所があると，それをきっかけに仲良くなって，結果的に若い世代の人も興味が湧いてくるのではないか。そういう場所で意見を言いたいと思っている。
委員長	やはり，皆さんの意見を集約するということが非常に重要だと思う。
委員	今回，参加と協働というところで，ここは大変重要なところだと思っている。利根町は，いろんな地域からいろんな経験をしてきた人生の大先輩もたくさん転入して，お揃いになっている地域だと思うので，潜在能力が豊富にあると認識している。この基本条例を制定するにあたり，このプロセスも含めて，このことをきっかけにそういったものが少しでも顕在化され，町の活性化に反映で来たらいいなと思っている。

委員長	参加と協働でワークショップを行ったが，その際に客観的な立場で評価をしたり，オブザーバーとして意見を言っていただいた，加藤委員から一言お願いする。 （加藤委員，自己紹介）
委員長	総務課長，副委員長からも自己紹介をお願いする。 （飯塚委員，副委員長，自己紹介）
委員長	では，これから「参加」について進めていく。条文の修正がある程度終わっているので，事務局から修正点のみでいいので資料の説明をお願いする。 （事務局にて資料１について説明。）
委員長	すでにこれは議論が終わっているので，修正部分をもう一度確認することが重要である。文言について何かご意見，あるいは質問等あるか。なければ，政策法務を担当されている総務課長に伺うが，この修正案についてどうか。
飯塚	住民投票のところで「町長」を残したことに何か意味はあるか。
事務局	まず修正したところというのは，「町長等」ということで入れている。ここは執行機関というところを指して使っていたのでそこを修正したものである。住民投票のところの「町長は」となっているところは，こちらは他の市町村の例をみて，住民投票を発するのは町長が発するということであると認識しているので，「町長」と残している。
委員長	「町は」という場合，定義をしていないので「町」が何を意味しているのかわからないということで，議会もできるのではないかという議論が出てしまうかもしれない。それについて加藤委員はどう思われるか。
加藤	「町は」というところが何を指すのかという定義が明確ではなかったと思う。後の協働のところでもそうだが，「町民」は一応定義しているが，まだ条文というかたちで明記していないと思うので，そう考えると，この参加と協働というのは，いろんな人がいて，それぞれどういう関わりをもって参加の場をもつのかというのが非常に重要になってくる。そのため，定義というのはある程度かたちになっていた方が良いと思う。
委員長	加藤委員からお話があったように定義をやっていきたいと思うが，次回以降，定義をしていなかったものを定義するということでよろしいか。おそらく定義がないと条文が決められないと言われてもおかしくないと思うが，総務課長はどうお考えか。
飯塚	「町長は」という言い方と，「町は」という言い方をすると，ある部分で特定して

	いるにもかかわらず，「町は」というのがぼやけてしまうので，はっきりさせるべきだと考える。
委員長	本日は時間的な問題があるので，次回は今までやっていなかった定義も含めて明確にしていくのが良いと思うが，それでよろしいか。 （一同了承） **３　協働の条文について**
委員長	協働の条文に入っていきたいと思う。資料の２について事務局から説明をお願いする。 （事務局にて資料２について説明）
委員長	今の説明について，何か意見はあるか。
委員	「年齢，性別に関わらず」というのを前提として置くのであれば，入れる必要はない。ただし，町民の方を含めいろんな人がこの条文を読むので，そういった読み手にわかりやすく伝えるという面ではあえて入れるというのも良いのではないか。そして，「学習支援」のところは，役場では出前講座を行っているので，そういった学習の機会を設けることをやっている。当然町民の方にも協働に関する理解や参加の理解を深めてもらうというのは必要なので，この条文を入れるということであれば，対にするためにも「参加」と「協働」それぞれに入れた方が良いのではないか。
委員長	今の委員の意見について，他の委員の意見はどうか。
委員	「年齢，性別に関わらず」という文言に関して，読み手に理解しやすくという意味でがあった方が良いと思う。「学習支援」については，「協働」のためにいろんなノウハウや知識を学ぶということになると思うが，「参加」のための「学習支援」というと，どんなものがあるかイメージができない。「参加する」ということは「関わる」ということだと思うが，その先で「協働」が始まった時にやり方を学んでいくものだと思うので，必ずしも「参加」に「学習支援」というのは必要ではないと思う。
委員長	他に意見はあるか。
委員	先ほどの委員がおっしゃったように，「年齢，性別に関わらず」というのは残しておいた方が良いと思う。その理由のひとつとして，まちづくりの主体というのは１８歳以上の有権者であるとは限らない。例えば中学生がまちづくりの主体として参加することも考えられ，また，性別についても，当然のことと思うが，入れておいた方が良い。「学習支援」については，参加の中では出前講座など，いろんな情報提供があり，その中で町民が様々な学習を受けることができると思うので，「協働」の方だ

	けで良いと思う。
委員長	「参加」と「協働」というのは，対であるということには間違いない。「参加」の中の，「情報提供」の中に出前講座を入れるケースもあり，逆にそれを「学習」とすることもある。どちらかに入れるという考え方もあるし，両方きちんと埋めるべきという考え方もある。年齢，性別に関しても，前提として謳っているのでここだけで良いという意見もあれば，入れた方が良いという意見もある。この議論の延長には，いろんな議論が出てくる。何を強調するかということが重要なので，事務局としても，私としても，皆様の意見を伺ってかたちにしたいと思っている。専門家だけで議論をした場合，これらの文言を削除するということになりかねない。住民の皆様がそこをあえて残してほしいということを言っていただくことによって残る部分であるので，是非皆様の意見を聞きたい。数名の委員から意見が出たが，ここは挙手で決めたいと思う。 「年齢，性別に関わらず」について ・残す（挙手：１１名） ・残さない（挙手：１名）
委員長	次に，「学習支援」について挙手を願う。 「学習支援」について ・事務局案の「協働」にのみ入れる（挙手：６名） ・「参加」と「協働」両方に入れる（挙手：４名） ・「参加」と「協働」両方に入れない（挙手：２名）
委員長	ここでは，多数案として「協働」にのみ入れるということにする。この協働の条例案については，まだ定義ができていない部分もあるので，次回の委員会で議論をして確認した上で，再度条文をチェックした方が良いと思う。次回は定義をしたあとで確認ということでよろしいか。 （一同了承）
委委員	**４　次回の開催日について** 次回の開催日：令和２年１１月１３日（金）午前１０：００からで決定された。 **５　その他** **６　閉会** それでは以上を持ちまして第１６回利根町自治基本条例検討委員会を終了いたします。お疲れ様でございました。 以上。